

熊本県建設業者立入検査実施要項

(平成14年10月28日告示第841号)

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県における建設業許可申請及び経営事項審査申請の適正化並びに建設工事の適正な施工を確保するために行う建設業法第31条第1項の規定に基づく立入検査に関し必要な事項を定める。

(検査対象業者)

第2条 立入検査の対象業者は、熊本県内で建設業を営む者であって次に掲げるものとする。

- (1) 建設業許可申請書類等に疑義のある者
- (2) 経営事項審査申請書類等に疑義のある者
- (3) 建設工事の施工体制に建設業法違反の疑義がある者

(検査事項)

第3条 検査員は、次の事項について、別記様式1「建設業者立入検査調査票(報告書)」に基づき検査する。

(1) 建設業許可基準の適合状況

(例) 経營業務の管理責任者及び専任技術者に係る出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、社会保険書類、職員名簿、組織図、配席図、社内規定、看板、標識、住所表示物、備え付け、帳簿、契約書・工事受注関係書類、什器備品、その他必要と認めるもの

(2) 経営事項審査申請内容の現状

(例) 契約書・工事受注関係書類、施工体制台帳、税申告書類等、通帳、総勘定元帳

(3) 建設工事の施工体制の状況

(検査方法)

第4条 検査方法は、営業所等への立入検査による事実確認及び当事者からの聞き取りを原則とし、特に必要な場合は、関係機関に対し任意の説明又は書類等の提出を求めるものとする。

(検査員)

第5条 検査員は建設業法第31条第3項の立入検査資格を有する職員とする。必要と認められる場合は、検査員を補助する職員を同行させることができる。

(検査員証の提示)

第6条 検査員は、検査に際し、対象業者に身分証明書を呈示し検査の目的を告げることとする。

(検査の事前通告)

第7条 立入検査の効率化を図るため、原則として事前に検査日を通告し、代表者、経營業務の管理責任者、専任技術者等の立会いを求めるものとする。

(遵守事項)

第8条 検査員は立入検査に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業者の業務遂行に支障のないよう配慮すること。
- (2) 検査に際し知り得た情報や秘密を保持すること。

(検査結果の報告)

第9条 検査員は検査実施後遅滞なく別記様式1により所属長に検査結果を報告するものとする。

(指導及び措置)

第10条 検査員は、検査終了後、是正が必要であると認められる事項については業者に対し指導を行う。なお、特に必要と認められる場合は、建設業法第41条に基づく指導、助言及び勧告又は建設業法第28条又は29条に基づく監督処分等の措置を行う。

(検査の拒否に対する措置)

第11条 検査員は、検査の拒否、妨害又は忌避があったとき、その他検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに所属長に報告し、指示を受けなければならない。

(関係機関との連携)

第12条 検査に際して、特に必要がある場合には警察等の関係機関との連携を図り実施するものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。